

大丈夫ですか？

事業承継税制特例措置の

適用期限が迫っています！！

後継者へ円滑な事業承継を進めるには時間がかかります。

特に自社株式の評価額が高額になる場合には、予想以上の贈与税・相続税が発生してしまい、事業承継を進めることが困難になってしまうリスクがあります。

このようなケースに対処するために、時限的に**非上場株式等**についての**贈与税・相続税の納税猶予・免除制度（法人版事業承継税制）の特例措置**が用意されていますが、その適用期限が迫っています。

ぜひ、このタイミングで**法人版事業承継税制**の適用が必要かどうかの再点検をおきましょう！

「特例措置」は特例承継計画の提出が必須です

法人版事業承継税制の特例措置は、下記のように従来の一般措置に比べて有利な制度となっていますが、この「特例措置」を使う場合には、**特例承継計画の期限内の提出**が必須です。

提出期限は令和6年3月31日まで
お早めの検討をお願いします

令和6年度
税制改正で延長見込

令和8年3月31日

	特例措置	一般措置
事前の計画策定等	特例承継計画の提出 【提出期限】令和6年3月31日 (令和4年度税制改正で延長)	不要
適用期限	平成30年1月1日から令和9年12月31日まで(延長の改正無し)の贈与・相続等	なし
対象株式	全株式	総株式数の最大3分の2まで
納税猶予割合	100%	贈与100% 相続80%
承継パターン	複数の株主から 最大3人 の後継者	複数の株主から1人の後継者
雇用確保要件	弾力化	承継後5年間 平均8割の雇用維持
事業の継続が困難な事由が生じた場合の免除	あり	なし

※ 特例承継計画を提出しても本特例措置を受けない選択も可能です。

※ 贈与・相続後に特別な事由（取消事由）が発生すれば納税猶予が取り消される場合があります。

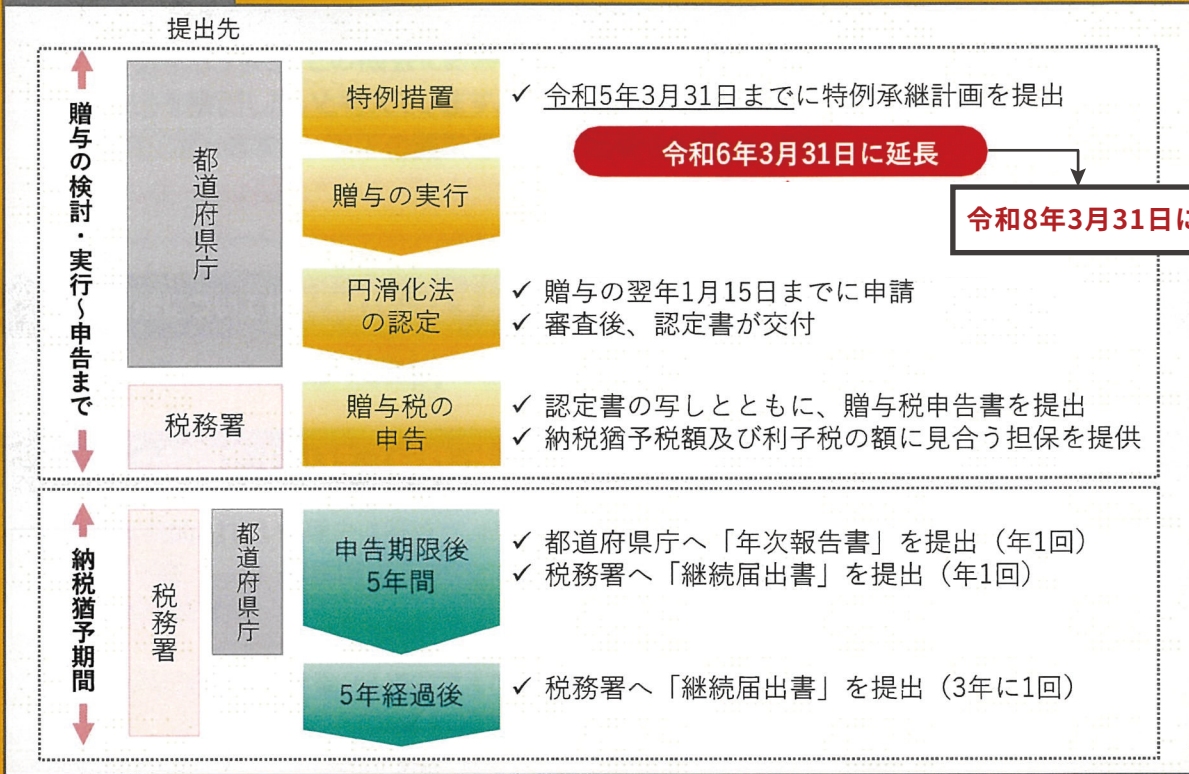
※黒枠部分は内田会計による追記部分

事業承継税制の手続（概要）

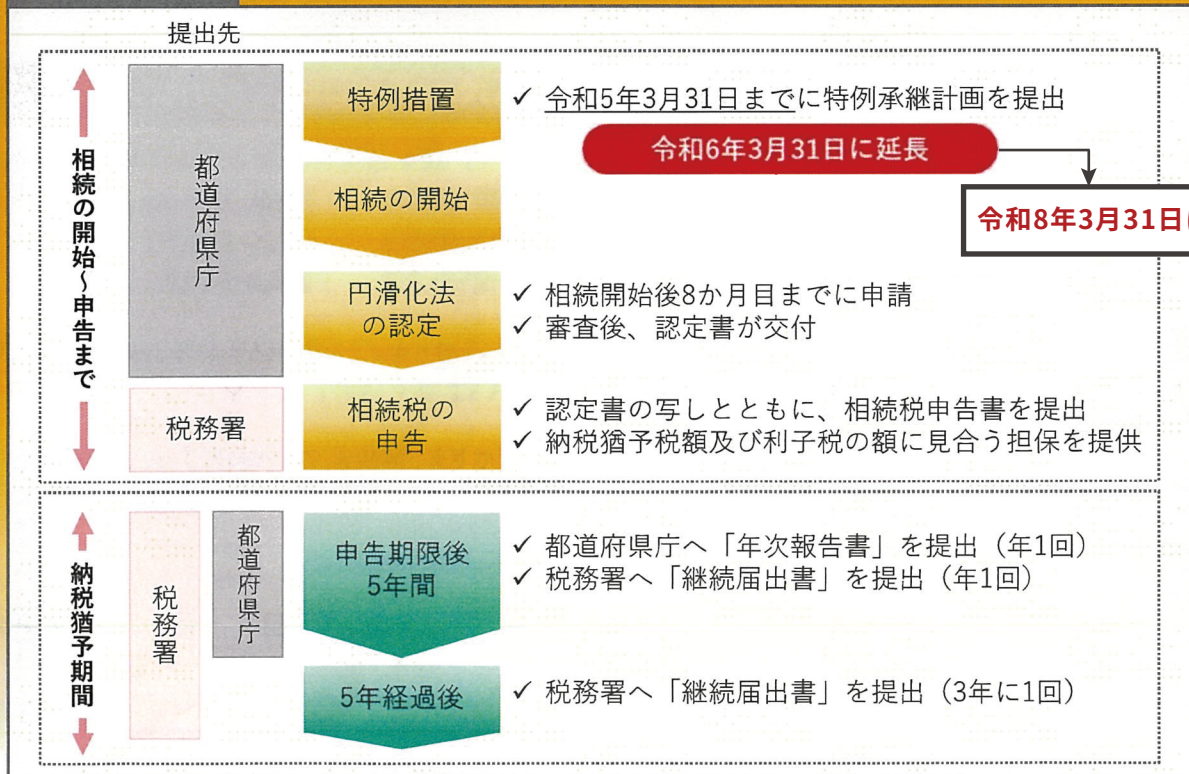
納税猶予を受けるためには、都道府県知事の認定、税務署への申告の手続が必要となります。

参考：経営承継円滑化法申請マニュアル
(経済産業省・中小企業庁)

贈与税の場合



相続税の場合



令和5年12月14日現在